

令和5年(2023年)6月6日



埼玉県報

第419号
令和5年(2023年)
6月6日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢北秋津プロジェクト

埼玉県所沢市北秋津八百番

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定四者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年一月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三一一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二一八・〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八一・九二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

未定四店舗 午前八時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 午前七時三十分から午後十時

駐車場二 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年五月二十四日

二 縦覧期間

令和五年六月六日から令和五年十月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月六日から令和五年十月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成

東京都港区浜松町二丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百四十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六六・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から午後九時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年五月二十四日

二 縦覧期間

令和五年六月六日から令和五年十月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月六日から令和五年十月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する

その関係図面は、令和五年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
<p>行田市大字和田字兩判一五〇番一 地先から 同市大字和田字森下九〇番一 地先 まで</p>	<p>行田市大字和田字兩判一四九番一 地先から 同市大字和田字森下九〇番一 地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〃 一三・六八</p>	<p>一〇・〇八〃 三〇・九三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇・〇〇</p>	<p>一四〇・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>